



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月6日金曜日 第1801号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	861
新たに生じた土地の確認(上島町).....	861
字の区域の変更(").....	861
新たに生じた土地の確認(四国中央市).....	861
町の区域の変更(").....	862
医療機関の指定.....	862
指定医療機関の廃止の届出.....	862
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	862
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	862
町営土地改良事業の施行の同意(3件).....	863
土地収用法に基づく事業の認定.....	863
道路の区域変更(県道岩城環状線).....	864
道路の供用開始(").....	864
道路の区域変更(県道桜井山路線).....	864
道路の区域変更(一般国道197号).....	865

道路の供用開始(").....	865
都市計画の変更に係る図書等の写しの縦覧.....	865
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正...	865

公 告

交通管制センター中央装置の借入れ.....	866
-----------------------	-----

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	867
--	-----

正 誤

平成18年6月30日付け第1773号愛媛県告示第982号(医療機関の指定)中.....	868
---	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1442号

次のとおり落札者を決定した。
平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
ロータリースクリーンコーター 1式	愛媛県総務部管理局総務管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成18年9月21日	辻井染機工業株式会社 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目13番5号	44,835,000円	一般競争入札	平成18年8月11日

○愛媛県告示第1443号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、上島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上島町の地域であることを確認した旨の届出があった。
平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積(平方メートル)
上島町弓削上弓削366の地先	299.75

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積(平方メートル)
弓削上弓削	上島町弓削上弓削366の地先公有水面埋立地	299.75

○愛媛県告示第1445号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、四国中央市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は四国中央市の地域であることを確認した旨の届出があった。
平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積(平方メートル)
四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930の15の地先	10,600.66

○愛媛県告示第1444号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、上島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。
平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1446号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四国中央市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域
三島中央1丁目	四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930の15の地先公有水面埋立地	面積 (平方メートル) 10,600.66

○愛媛県告示第1447号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定年月日
2766	医療法人 さいじょう会 星加病院	医療法人 さいじょう会 星加病院	西条市大師町182	平成18年7月1日
2767	桑嶋英樹	桑嶋クリニック	新居浜市坂井町3-6-3	平成18年8月10日

○愛媛県告示第1449号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
フレスポ今治店	今治市衣干町四丁目61-1 他15筆	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗への経路のうち、生活道路として周辺住民が利用している市道における安全対策について配慮すること。

○愛媛県告示第1450号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス馬木店
松山市馬木町232番（仮換地61街区9画地）
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品

2768	医療法人 是成会	消化器科久保病院	今治市内堀1-1-19	平成18年8月19日
2769	西村藤夫	にしむら整形外科	八幡浜市字沖新田15-10-139	平成18年9月4日
2770	安藤正明	あんどう整形外科	四国中央市土居町小林1206	平成18年9月5日
10660	有限会社 チェリー薬局	チェリー薬局土橋店	新居浜市土橋1-8-20	平成18年9月1日

○愛媛県告示第1448号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃止年月日
902	宇都宮綱夫	宇都宮内科医院	八幡浜市清水町1141	平成18年9月19日
2263	医療法人 是成会	消化器科久保病院	今治市地堀2-4-10	平成18年8月18日

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年5月23日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,664平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

80台

イ 駐輪場の収容台数

56台

ウ 荷さばき施設の面積

57.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

10.33立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成18年9月22日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・南山中組地区）の施行に平成18年9月20日同意した。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・南山中組地区）の施行に平成18年9月20日同意した。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・

南山中組地区）の施行に平成18年9月20日同意した。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1454号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 起業者の名称

社会福祉法人 正和会

2 事業の種類

老人デイサービス施設及び認知症対応型老人共同生活援助施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県宇和島市蛤字和田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県宇和島市蛤字和田地内を起業地とする「老人デイサービス施設及び認知症対応型老人共同生活援助施設建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、第二種社会福祉事業の用に供する施設を建設する事業であることから、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

社会福祉法人正和会は、社会福祉事業法（現在の社会福祉法）により認可を受けた法人であり、本件事業に要する経費については、同法人の理事会の承認を受け予算計上されていることから、同法人は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

宇和島市九島地区は、農業、漁業等を主な産業とする離島であり、総人口に対する高齢者の割合が41.3パーセントと高率であるが、その地理的要因により、介護サービスの利用について多大な制約を受けている。

本件事業は、地元住民からの要望を受け、老人デイサービス施設及び認知症対応型老人共同生活援助施設を建設し、良質な介護サービスを提供しようとするものであり、当該地区における住民福祉の向上や介護問題の解消に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境影響の程度が著しくなるおそれのある事業ではなく、また、その運営によって、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれもないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

宇和島市九島地区に介護サービスを提供する施設を建設することは、地元住民から強く要望されており、住民福祉の向上や介護問題の解消に効果があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
宇和島市役所

○愛媛県告示第1455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5780番2から 同町岩城5846番2まで	旧	メートル 8.0~13.8	キロメートル 0.157	
			新	9.6~13.8	0.157	

○愛媛県告示第1456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5870番2から 同町岩城5851番6まで	平成18年10月6日

○愛媛県告示第1457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市上徳甲351番1地先から 同市上徳甲354番5地先まで	旧	メートル 6.3～7.0	キロメートル 0.098	
			新	15.0～19.0	0.098	
"	"	今治市上徳甲354番5地先から 同市上徳乙110番1まで	旧	4.3～10.0	0.419	
			新	9.5～35.0 4.3～10.0	0.425 0.419	
"	"	今治市上徳乙110番1から 同市上徳乙7番1まで	旧	4.0～13.0	0.159	
			新	4.0～13.0	0.159	

○愛媛県告示第1458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町湊浦1340番1地先から 同町湊浦1948番2まで	旧	メートル 14.7～59.3	キロメートル 0.170	
			新	14.7～74.0	0.170	

○愛媛県告示第1459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町湊浦1340番1地先から 同町湊浦1948番2まで	平成18年10月7日

○愛媛県告示第1460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供

する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1461号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正し、平成18年10月16日から施行する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
三 収納代理金融機関の名称、位置等 （←）名称及び位置	三 収納代理金融機関の名称、位置等 （←）名称及び位置

名称	位置
(1) 省略	
(2) 省略	
(3) 省略	
(4) 省略	
(5) 省略	
(6) 省略	
(7) 省略	
(8) 省略	
(9) 省略	
(10) 省略	
(11) 省略	
(12) 省略	
(13) 省略	
(14) 省略	
(15) 省略	
(16) 省略	
(17) 省略	
(18) 省略	
(19) 省略	
(20) 省略	

(一) 店舗の名称、位置等

1 収納代理総括店

名称	位置
愛媛信用金庫本店	松山市二番町四丁目2番地11
宇和島信用金庫本店	宇和島市本町追手二丁目8番21号
省略	

2 収納代理取扱店

愛媛信用金庫_____、宇和島信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店、東予信用金庫の本店、支店及び出張所並びに四国労働金庫の県内の支店
省略

名称	位置
(1) 省略	
(2) 三津浜信用金庫	松山市古三津一丁目29番17号
(3) 省略	
(4) 省略	
(5) 省略	
(6) 省略	
(7) 省略	
(8) 省略	
(9) 省略	
(10) 省略	
(11) 省略	
(12) 省略	
(13) 省略	
(14) 省略	
(15) 省略	
(16) 省略	
(17) 省略	
(18) 省略	
(19) 省略	
(20) 省略	
(21) 省略	

(一) 店舗の名称、位置等

1 収納代理総括店

名称	位置
愛媛信用金庫本店	松山市二番町四丁目2番地11
三津浜信用金庫本店	松山市古三津一丁目29番17号
宇和島信用金庫本店	宇和島市本町追手二丁目8番21号
省略	

2 収納代理取扱店

愛媛信用金庫、三津浜信用金庫、宇和島信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店、東予信用金庫の本店、支店及び出張所並びに四国労働金庫の県内の支店
省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年10月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター中央装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
交通管制センター中央装置一式（ハードウェア式、ソフトウェア式、搬入）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで

- (5) 借入場所
愛媛県警察本部交通部交通規制課交通管制センター（第二庁舎内）
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18年度

及び19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に障害が発生した場合の迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2271

- (2) 入札書の受領期限
平成18年11月16日（木）午前11時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年11月16日（木）午前11時00分
愛媛県警察本部 大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から

第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Traffic Control Center Main Controller , 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m. , 16 November , 2006
- (3) For further information , please contact: Section of Road Safety Institution , Finance Division , Police affairs Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2271

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成18年10月6日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地			別表第1（第1条関係） 交番、駐在所及び署所在地		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 新居浜警察署			(2) 新居浜警察署		
名称	位置	所管区	名称	位置	所管区
省略			省略		
多喜浜駅前 駐在所	新居浜市又野一 丁目	新居浜市のうち楠崎一・二丁目 、松神子一～四丁目、 <u>又野一</u> ～三丁目、長岩町	多喜浜駅前 駐在所	新居浜市又野一 丁目	新居浜市のうち郷（字又野、字楠 崎）、松神子一～四丁目、 <u>又野一</u> ・二丁目、長岩町

多喜浜駐在所	新居浜市多喜浜五丁目	新居浜市のうち多喜浜一～六丁目、大島、黒島、黒島一・二丁目、荷内町、阿島、阿島一～四丁目
省略		

(3)～(16) 省略

多喜浜駐在所	新居浜市多喜浜	新居浜市のうち多喜浜 ____、大島、黒島____ ____、阿島____
省略		

(3)～(16) 省略

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第2条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第9条の2関係)			別表(第9条の2関係)		
番号	路線名	区 間	番号	路線名	区 間
省略			省略		
32	県道壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町720番3から同市多喜浜六丁目67番173まで	32	県道壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町720番3から同市多喜浜67番173____まで
省略			省略		
65	県道新居浜東港線	新居浜市多喜浜二丁目514番4から同市松神子二丁目1025番1まで	65	県道新居浜東港線	新居浜市多喜浜514番4____から同市松神子二丁目1025番1まで
省略			省略		
91	新居浜市道松神子多喜浜線	新居浜市多喜浜三丁目518番3先から同市多喜浜六丁目76番42先まで	91	新居浜市道松神子多喜浜線	新居浜市多喜浜518番3号地先から同市多喜浜76番42号地先____まで
省略			省略		
107	港湾道路	新居浜市垣生三丁目から同市多喜浜二丁目351番まで	107	港湾道路	新居浜市垣生三丁目から同市多喜浜351番地____まで
省略			省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成18年6月30日付け第1773号愛媛県告示第982号(医療機関の指定)中

ページ	箇 所	誤	正
557	表の名称の欄中	医療法人はらだクリニック	皮フ科・形成外科はらだクリニック